

～一時帰国中の児童・生徒の保護者の方へ～

一時帰国中に必要な手続きのご案内

※帰国予定日・通学希望期間が決まりましたら、学校支援課学事係・学校にご連絡をお願いします。

【日本への帰国後に必要な手続き】

1 学校支援課（ベルブ永山 4 階）での手続き

- ・学校支援課で「転（編）入学届」に記入します。

【手続きに必要な書類】

- ・お子様のパスポート
- ・滞在先の方の「預かり承諾書」
（住民票が多摩市にない場合のみ）

日本に滞在中、多摩市内の住所に居住し、多摩市立小中学校に通学する期間が概ね1週間以上の方が対象です。

- ・学校支援課から「転（編）入学通知書」をお渡しします。
※預かり承諾書は学校支援課窓口で配布しています。
※手続きができるのは子どもの帰国後です。



2 学校での手続き

- ・学校支援課で発行した「転（編）入学通知書」を学校に提出します。

学校に行く前に連絡して訪問の時間を約束してください。



学校に通うことができるのは「転（編）入学通知書」を提出した翌日からです。

3 健康診断の受診

- ・学校に通う方は、健康診断を受診する必要があります。（内科・耳鼻科・眼科・歯科）
- ・学校支援課での手続きの際に案内を受け取り、説明を受けてください。

- 受診場所…多摩市内の医院を回って受診
- 費用…学校指定の医院（学校医）は無料



海外の学校で健康診断を受けていて、日本語で書かれた診断書がある場合はそれを代わりにすることもできます。

裏面【日本を出国前に必要な手続き】へ

【日本を出国前に必要な手続き】

海外に戻る前に、必ず学校での退学の手続きを行ってください。

退学の手続き

- ・学校で「転出届」に記入してください。



市役所での手続きは
必要ありません。

給食費について

- ・本年度は多摩市立小・中学校へ通う（一時帰国中も含む）全児童・生徒の学校給食費は全額無償となります。これに伴う手続き等は必要ございません。



日本語に不安があるときは…

帰国児童・生徒や外国籍のお子さんで、日本語の理解に不安のある方に対して、日本語や生活習慣の理解、学習のサポートを行う「適応指導（日本語指導）」があります。

指導員は学校に派遣されます。申し込みは学校を通じて行いますので、ご希望がありましたら、手続きで学校を訪問した際に学校の先生にお伝えください。

【問合せ先】

- | | |
|--------------------|--------------------------|
| ■編入学手続きに関すること | 学校支援課学事係 042-338-6876 |
| ■給食費・健康診断に関すること | 学校支援課保健・給食係 042-338-6875 |
| ■適応指導（日本語指導）に関すること | 多摩市教育センター 042-372-1010 |
| ■学校で使う持ち物のこと | 通学予定の学校に直接電話 |